

指定給水装置工事事業者 指定申請要領

【小浜市】

小浜市産業部上下水道課
上水普及経営グループ

TEL:0770-64-6029

FAX:0770-52-1401

留意事項

※「新規申請」および「届出事項の変更」、「主任技術者の選任・解任」、「廃止・休止・再開」の際は、下記【担当窓口】へ必要書類の提出が必要です。

※ 申請書類については、各様式の記入例に従って作成してください。なお、**全ての様式について、代表者印等の押印は不要**です。

※ 申請書類に記載された内容については、定款および登記簿の謄本などにより確認します。申請に虚偽の事実が判明したときは、指定取消しの要件となりますのでご注意ください。

※ 申請書類の審査後に、指定手数料(10,000円)の納付書を郵送します。下記担当窓口または市指定金融機関窓口で納付してください。納付確認後、「指定給水装置工事事業者証」を交付します。

【担当窓口】 所在地 : 小浜市大手町6番3号
名称 : 小浜市産業部上下水道課 上水普及経営グループ
TEL : 0770-64-6029 FAX : 0770-52-1401
E-mail : iyougesuidou@city.obama.fukui.jp

新規申請

➤ 申請書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書【様式第1(表・裏)】
- 2 機械器具調書【別表】…機械器具の写真を添付してください。
- 3 誓約書【様式第2】
- 4 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【様式第3】

➤ 添付書類

- 1 定款の写し(法人のみ)
- 2 登記簿の謄本または現在事項全部証明書(法人のみ。発行日から3か月以内) ***注**
- 3 住民票(写し可、個人のみ)
- 4 代表者の身分(身元)証明書 ***注**
- 5 給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し

***注 コピー不可。ただし、排水設備指定工事店の指定申請を併せて申請される場合は、給水と排水の申請で1部**

➤ 指定給水装置工事事業者証の交付および指定手数料の納付

小浜市指定給水装置工事事業者として指定する際は、事業者証を交付します。事業者証の交付日は、申請書類の審査後に連絡します。

事業者証を交付する際に、指定給水装置工事事業者指定手数料10,000円(非課税)を納付していただきます。

届出事項の変更

★届出事項(事業所の名称、所在地、代表者から監査役までの役員、選任されている給水装置工事主任技術者の氏名または免状の交付番号)に変更が生じた場合、30日以内の届け出が必要です。届け出が遅れた場合、理由書の添付をお願いします。

◎法人事業者の場合

- 届出書類
 - 1 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【様式第10】
 - 2 誓約書【様式第2】

- 添付書類
 - 1 定款の写し
 - 2 登記簿の謄本または現在事項全部証明書(原本)
 - 3 事業所の名称、所在地、代表者の変更の場合は、給水装置工事事業者証

◎個人事業者の場合

- 届出書類
 - 1 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【様式第10】
 - 2 誓約書【様式第2】(代表者変更の場合のみ)

- 添付書類
 - 1 住民票(写し可)
 - 2 名称、所在地、代表者の変更の場合は、給水装置工事事業者証

主任技術者の選任・解任

★主任技術者の選任・解任を行った場合、届け出が必要です。

- 届出書類
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【様式第3】

- 添付書類
給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し

廃止・休止・再開

★事業を廃止・休止・再開する場合に必要な届け出。廃止・休止日から30日以内、再開から10日以内の届け出が必要です。届け出が遅れた場合、理由書の添付をお願いします。

- 届出書類
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書【様式第11】

- 添付書類
廃止の場合、給水装置工事事業者証

指定給水装置工事事業者証の再交付

★「指定給水装置工事事業者証」を紛失またはき損した場合、届け出が必要です。

- 届出書類
小浜市水道事業指定給水装置工事事業者証再交付申請書
- 添付書類
き損した場合は、既存の指定給水装置工事事業者証